

平成 29 年 10 月に策定した(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業(第 2 期)「実施方針」の変更について

上記実施方針の内容を以下のとおり、一部変更します。

【変更内容】

変更 ①:事業の範囲の変更

変更内容:地区内デッキ、デッキ下駐輪場、駅前広場の参考となる基本設計図を市で作成することから、基本設計業務を除外する。

変更理由:地区内デッキについては、周辺施設すべてにその意匠が影響を与えるため変更。

変更 ②:民間事業者の募集・選定スケジュール

変更内容:地区内デッキ、デッキ下駐輪場、駅前広場の参考となる基本設計図を市で作成した後に、特定事業の選定を行うことを踏まえた全体スケジュールの変更。

変更理由:上記変更①に伴う、スケジュールの変更。

変更③:公共施設群の設計実施者の参加資格要件

変更内容:構成員の全てが、参加資格要件を満たしている場合に限り、設計共同企業体(設計 JV)での参加を認める。

変更理由:(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業(第 1 期)に係る入札説明書等に関する質疑を踏まえた変更。